

令和4年（2022年）2月15日

令和3年度(2021年度)第4回宝塚市上下水道事業審議会（書面審議）概要

- [意見募集期間] 令和4年1月24日（月） ～ 令和4年1月31日（月）
- [意見提出委員数] 10人
- [審議会の成立] 委員総数10名中意見提出委員数10名のため、宝塚市上下水道事業審議会規則第6条第2項により、審議会は成立
- [意見の内容] 別紙のとおり
- [意見への対応] 次回審議会から改定内容の審議に進みます。

令和3年度（2021年度）第4回宝塚市上下水道事業審議会 書面審議結果

No.	Step 2に進むべきかについてのご意見	付記されたご意見
1	現在の深刻な経営状況を改善するためにも水道料金の改定にむけて議論を進めるべきだと考える。	引き続き、収益、費用に関する情報を開示していただき、料金改定の必要性について審議会で認識を共有すべきだと思う。今後、水道事業の持続的な経営を考える場合、料金の改定は避けて通ることはできない。長年料金改定を放置することなく、常に収益と費用の詳細を分析し料金の在り方を考えるべきだと思う。
2	次回の審議会においては、改訂内容の詳細に進むべきと思われる。理由は3期連続の経常損益が赤字という状況は危機的なものと思われる。	<p>次回の審議会において、改訂内容の詳細を審議する場合、以下の資料についても可能な範囲でご準備いただけると判断しやすいと思われる。特に議論の際には、基本料金と水量料金の両方をどのように改訂するかを審議することになるのではないかと思います。基本料金、水量料金をどのように改訂するかは、行政の考え方（方針）によると思われる。審議会で改訂案そのものを一から出すことは困難であり、かつ、それは審議会マターでもないと考えます。そのため、市の方で複数の改訂案を検討いただき、審議会で、各案の改訂方針と改訂後の財務状況に関するシミュレーション結果をご報告いただき、その内容について審議会で審議するという形が理想的かと思えます。数字が多くあるとわかりにくいという意見もあるようですが、検討には必要と思われる。</p> <p>① 改善後 財務シミュレーションの前提条件（人口動態や日平均給水量、口径別件数、人件費、委託費、入水費等の収益的支出に関する事項、企業債や他会計負担金、建設改良費などの資本的支出に関する事項）</p> <p>② 水道料金の体系表（基本料金：口径別料金、水量料金；使用水量別料金）できれば、近隣市との比較があると判断しやすいかと思えます。</p> <p>③ ②の体系表の内訳がわかる資料（口径別の世帯数や水量階級別の世帯数などの分布）</p> <p>④ 水道料金の改定案は、できれば複数案3～5の提案をいただき、各案の設計方針と、各案のメリット、デメリット</p> <p>⑤ 現行と改定案の損益計算書の推移などの財務諸表</p>
3	水道料金の改定内容について、次回以降審議すべきと考えます。	<p>本来であれば、水道料金やその体系については、水需要や整備投資を踏まえながら定期的に確認し、必要に応じて料金改定を行っていくべきものである。ただし、ここ近年は、既存浄水場の停止や阪神水道企業団からの段階的な受水とそれに合わせた設備投資があり、短期的な収支の変動が大きく、経営基盤の強化に向けた取り組みが十分できなかったことも理解しています。これまでの市から提出された資料を拝見すると、過去から現在までの収支状況や経営状況が中心になっています。勿論、現段階で赤字経営が続いているので、本件は喫緊の課題ではありますが、将来の人口予測による有収水量の見込み（統計や単身世帯の評価などで幅があることはあるでしょうが、それ以上に人口減のトレンドの方が加速すると思います）を出して、将来のことを踏まえると今改訂しておかないと間に合わないというように論点を変える必要があります。市が経営状況を維持できる条件を先に設定された上で、料金収入をどの程度上げていく必要があるのかの目安を示された方が良いと思います。イメージしているのは、横軸を将来年数、縦軸にR3を100%としたときの料金改定率の関係図です。料金改定は今回の改定だけでなく、将来的には5年、10年おきにやらなければならない課題であることも委員が認識した上で議論すべきです。改定率と料金体系は別の話になるので、改定率については早い段階で合意を取らないと、料金体系（従量料金や逓増率）へはなかなか進みません。次回以降ですが、料金改定率をばらつかせた場合の経営収支状況のシミュレーションなどの資料が出れば、これ以上の改定率が必要であるとの議論になると思います。</p> <p>また、近郊の自治体と比較するのも一つですが、西宮や尼崎の事業体規模とは大きく異なっているため、類似団体で比較すべきです。</p>
4	Step 1 料金改定の是非判断を棚上げして Step 2 料金のあり方の議論をすべきです。	<p>ご説明のされ方、資料の出方が、上下水道料金の改定ありきと思えてなりません。給排水の範囲を変える、地域別水道料金、職員の給与制度、その他の改善案について、過去の事例がない、法令や条例上困難というのは逃げ口上です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初の試みではあるが、どのような在り方であるべきなのか ・行政（市役所本体）とどのような連携を取っていくべきか ・合理的な料金体系にするために必要なら条例の制定・改正は何か ・健全な上下水道事業運営のために、どのような法令改正を望むべきか <p>上記のような、真剣な経営改善の取り組みをもったうえで料金改定はあくまで、抜本的で真剣な取り組みの中の一案として検討すべきです。</p>

No.	Step 2に進むべきかについてのご意見	付記されたご意見
5	経営状況が逼迫しているため、料金改定に向けた詳細検討を進めるべきと考えます。	<p>ただし、市民の感覚からすれば、コロナ禍により様々な生活必需品が値上がりするなかで、水道料金の値上げをも受け容れるのは容易ではなく、唐突感があるため、市民の理解を得るためには、貴局の抜本的な経営改善の取組とセットであることが必須であると考えています。</p> <p>そのため、次回以降の審議会では、料金改定にかかる検討と合わせて、自力での経営改革の可能性についても引き続き議論を交わし、特に経営改善に大きく寄与しうる施策（例：以下の①～④）の実施状況や導入に対する御見解についても、確認させていただきたいと思っております。</p> <p>①宝塚市の地勢や給水特性を踏まえたアセットマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市の給水区域は広いエリアに散在しているため、公平な施設整備は非効率かつ限界 ・市の経済活動や救命医療上重要な区域内の更新を優先するなど、投資のメリハリが必要 ・丘陵地に埋設されている管路はほとんど劣化しないため、更新を後送りするのも選択肢 <p>②広域化の推進：阪神水道企業団及び県営水道との事業統合などの抜本的経営改革の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的に県営水道等と市町村水道の事業統合が進められており貴市の考えの整理が必要 <p>③浄配水場・管路の更新事業におけるPFI/コンセッション方式の導入：改正水道法の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴市の膨大な水道施設・設備・管路の更新を進めるうえで従来の民間委託方式では限界 ・官民連携手法を最大限活用し、貴局のマンパワーの最小限に抑える努力が必要不可欠 <p>④水道水の需要喚起施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大口需要者の誘致や市民の水道水の利用促進を促す効果的な施策を模索することが重要
6	安定的に水道を使用できる環境を維持するために、料金改定もやむを得ないと考え、次回以降、改定内容の詳細の議論に進むべきと考えます。	昨今の燃料費や物の値上がりの傾向の中で、水道費の値上げすることは、市民にとって痛手であるとは思いますが、今まで提示していた資料を見ますと、このままでは宝塚市の水道事業の安定継続が危ういと考えます。
7	市の財政状況から見て、健全運営に向けて料金改定の実施に着手する事はやむを得ないと理解致します。	資料を見る限り、上下水道局として予めから健全運営に向け人件費削減を含め経費削減に不断の努力を重ねて来られた事も伺い知ることが出来ました。宝塚市と他市との比較（安価料金、給水管の長さ、丘陵地帯なるが故の諸設備など）から水道料金改定の必要性を事細かく丁寧に説明の上、具体的に作業を進めてゆく事を提案します。 <p>広報手段として、パブコメの実施、“広報たからづか”での告知に努力されたことは承知しておりますが、更にくみ細やかに、料金改定の理解を得る手段として、宝塚市まちづくり協議会（21拠点）宝塚市自治会連合会、及び、宝塚市自治会ネットワーク協議会等の市民団体の協力を得ての説明会の実施、回覧での告知協力など、幅広く広報活動を組み立ててみては如何でしょうか。かなりの抵抗が予測されますが、丁寧な、心のこもった対応が通ずるものと信じます。</p>
8	Step 2に進むべきです。	
9	水道料金改定の是非の論を超えて、水道経営のひっ迫した現状は明らかである。改定せざるを得ない状況に直面している。	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の未来を考えると、水道需要を決める宝塚市の人口は、2030年には21.9万人、2040年21.4万人に減少し、2040年には急激に減少期が到来する。その時に再度の改定が迫られる。 ・水道経営は経費を回収できる独立採算。人件費・動力費・修繕費・受水費・減価償却費等について、支出推移を試算する必要がある。経費の見通しが分からなければ、経費回収する料金の算定ができない。まず、経費がどうなるかが先決であろう。 ・水道使用m³単位に分別した世帯を把握し、単価を積算すれば全体がわかる。
10	3年ごと位に少しずつ値上げをして、10年位かけて希望の値段に改定するべき。	各個人は節水にはげみ、企業は下水の衛生面も考えて排水できる様に努力していただきたい。

宝塚市上下水道事業審議会

資料

令和4年（2022年）1月31日開催（書面審議）

（水道）

前回の審議会で求められた資料等

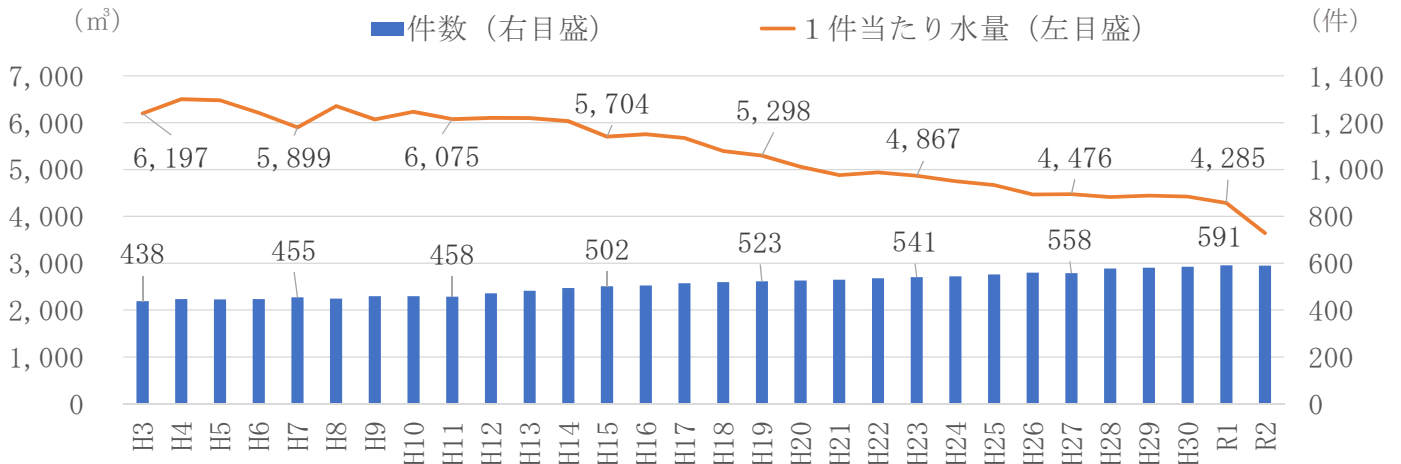
P1

前回の審議会で求められた以下の内容について次ページ以降の資料を使って説明いたします。

	求められた内容	回答
1	過去30年間の大口需要者の推移を示して欲しい。	P 2
2	地域別水道料金について検討するべきである。	P 3
3	小林・亀井浄水場を建て替えた場合と阪神水道企業団から受水した場合との費用の比較を示して欲しい。	P 4
4	近隣市との更新率や耐震化率等の比較を示して欲しい。	P 5
5	用語の説明を追加するべきである。	P 6
6	改定の必要性について。	P 7

大口需要者の推移

30年間の大口需要者(メーター口径40mm以上の使用者)の推移は、件数は増加している一方、**1件当たりの使用水量は大きく減少**しています。平成3年度と令和元年度を比較すると、件数は153件増加、1件当たりの水量は1,912m³の減少となっています。また、大口需要者の給水収益の総額は、平成3年度が7億3,595万円、令和元年度が6億9,219万円であり、4,376万円減少しています。



地域別水道料金の検討

全国的な現状	水道料金に関する法律	本市における採用				
<p>調査する限り、全国的に、同一の市町村においては、同一の料金体系をとっています。</p> <p>異なる料金体系を取る市町村が合併した場合に、合併後に(調査したすべての)市町村が水道料金を統一していることから、この考えが一般的であると考えられます。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4f7942; color: white;">水道法第14条</th> <th style="background-color: #4f7942; color: white;">解釈</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;"> <p>① 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。</p> <p>② 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> </td> <td style="background-color: #fff9c4;"> <p>次の条件を満たす場合に限り、地域別水道料金を採用することは可能であると解釈できます。</p> <p>①料金が適正な原価に基づいて計算されていること。</p> <p>②料金が公正妥当であること。</p> <p>③料金が不当な差別的取扱いをするものではないこと。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	水道法第14条	解釈	<p>① 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。</p> <p>② 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	<p>次の条件を満たす場合に限り、地域別水道料金を採用することは可能であると解釈できます。</p> <p>①料金が適正な原価に基づいて計算されていること。</p> <p>②料金が公正妥当であること。</p> <p>③料金が不当な差別的取扱いをするものではないこと。</p>	<p>地域別水道料金を採用するためには、地域ごとの原価を適正に算定し、原価に基づいた料金体系を構築する必要があります。しかし、現行のシステムやデータでは、地域別の減価償却費を計算することができない等、地域ごとの原価を算定することは困難です。よって、現時点において、地域別水道料金を採用することは難しいと考えます。</p>
水道法第14条	解釈					
<p>① 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。</p> <p>② 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	<p>次の条件を満たす場合に限り、地域別水道料金を採用することは可能であると解釈できます。</p> <p>①料金が適正な原価に基づいて計算されていること。</p> <p>②料金が公正妥当であること。</p> <p>③料金が不当な差別的取扱いをするものではないこと。</p>					

(結論) 水道法としては適用可能と考えられますが、調査する限り地域別水道料金を採用している市町村はありませんでした。地域ごとの原価を算定することが難しいことから、本市においては適用は困難と考えます。

小林・亀井浄水場を建て替えた場合の費用

(1) 浄水場を建て替えた場合の小林・亀井浄水場に係る収益的支出（建て替え後）

内容	計算	金額
減価償却費	127億5,000万円（建設改良費）×95%×1/50年	2億4,225万円
支払利息	127億5,000万円（建設改良費）の95%を借り入れるとして、借入期間40年利率1%の元利均等償還で計算した平均支払額	7,197万円
維持管理費	「水道事業経営戦略中間見直し」に計上した額（人件費、動力費、薬品費など）	3億 800万円
合計	—	<u>6億2,222万円</u>

(2) 阪神水道企業団からの受水費（3年間実績の平均）

$$14億1,025万円 ※ \times 1/3年 = \underline{4億7,008万円}$$

※ 平成30年度:4億3,297万円、令和元年度:4億9,581万円、令和2年度:4億8,147万円

(結果) 小林・亀井浄水場を建て替えた場合の収益的支出は、阪神水道企業団からの受水費と比較して、平均して年間1億5,214万円多くかかる計算となりました。

耐震化率等の近隣市比較

本市は、基幹管路の耐震化率が低く、管路の経年化がある程度進んでいるにもかかわらず、**管路更新率が低い**現状です。施設利用率が高いため**有効に施設を利用できている**一方、**企業債の依存度が他市と比べてかなり高い**と言えます。

	基幹管路耐震化率 (%)	管路経年化率 (%)	管路更新率 (%)	有収率 (%)	施設利用率 (%)	企業債残高対給水収益比率 (%)
尼崎市	① 49	② 39	② 1.04	⑤ 93	⑦ 46	⑤ 160
西宮市	② 40	⑥ 26	④ 0.48	④ 94	② 71	④ 217
芦屋市	③ 34	③ 33	③ 0.50	② 97	⑥ 56	③ 286
伊丹市	⑤ 19	⑤ 27	① 1.33	① 99	④ 61	① 415
川西市	⑦ 14	① 45	⑦ 0.06	③ 95	⑤ 58	⑥ 75
三田市	⑥ 18	⑦ 3	⑥ 0.08	⑤ 93	③ 67	⑦ 21
宝塚市	④ 21	④ 29	⑤ 0.16	⑤ 93	① 88	② 399

※ 丸囲みの数字は、数値の大きい順に並べた順位（令和元年度決算値）

用語の説明

用語	説明	前回 [※] 資料ページ
住民基本台帳	世帯ごとに住民全体の氏名・生年月日などが記載された住民票を編成したもの。	P3
国勢調査	統計法に基づき総務大臣が5年ごとに実施する全数調査。	P3
経常損益	純損益から特別利益・特別損失を除いた額。	P6
給水収益	水道料金収入の総額。	P6、P7、P14
分担金収入	水道の新設工事や増径工事を行う場合に必要な負担金の収入。	P7
原水浄水費	原水を浄化するまでにかかる費用の総額。	P8
減価償却費	固定資産の取得価額を法定耐用年数に応じて各年度に配分した額。	P12、P13
長期前受金戻入	固定資産を取得価額する際に受け取った補助金等を、その固定資産の法定耐用年数に応じて各年度に配分した額。	P12、P13
有収水量	水道料金徴収の対象となった水量。	P12、P13、P14

※ 前回とは令和3年12月27日開催の審議会です。

改定の必要性について

上下水道局としては、次のとおり「料金改定が必要」と考えています。

本市の水道事業は、平成30年度から3年連続して経常損益が赤字となり、苦しい経営状況が続いています。上下水道局として宝塚市水道事業経営戦略に記載した経営健全化の取組みを推し進め、できる限りの経費削減に努めていますが、今後も黒字に回復するのは難しい現状です。

また、現行の本市の水道料金は、近隣市との比較においては低い水準に抑えられていると言え、供給単価が給水原価を大きく下回っているのは近隣7市の中で宝塚市だけという現状です。

このような状況を続けることは「次の世代への負担の先送りになる」ことから、できるだけ早い時期の料金改定が必要であると考えています。

別紙1 次回以降の審議会の議題について

次回以降の審議会について、改定内容の詳細（令和3年12月27日開催の審議会で配布した資料4ページのStep2）に進むべきとお考えか、判断に必要な資料が出そろっていないため新たな資料要求を行いたいとお考えか、いずれかを下記の「ご意見記入欄」にお書きください。新たな資料要求を行いたいとお考えの場合は、どのような資料をご希望かもお書きください。

なお、改定内容の詳細では、「水道料金制度の概要、従量料金について、1 m³あたりの料金収入について、総括原価方式について、資産維持費について、改定後の純利益の推移、改定後の水道料金の近隣市比較」などの資料を配布する予定です。

（ご意見記入欄）

- ① 提出期限 令和4年1月31日（月）までにメール・FAX・郵便で
② 提出先 宝塚市上下水道局 経営企画課 担当：樫本・上田
TEL：0797-77-2104 FAX：0797-72-5381
メール m-takarazuka0290@city.takarazuka.lg.jp